守嚢

80
内閣文庫
和書
三五七五五號
三冊
一四九函
一八架

和書
三五七五五號

史
三五

内閣文庫
番號 和 35755
冊數 3（1）
函號 149 80

149-80

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x·rite
MSCCPPCC1214
MSCCPPFE1214

国立公文書館
National Archives of Japan

閣71
日本政府圖書

守豪巻之上

目録

安国殿御記録
神君御文の写
白旗尊并黒旗尊由緒
三州称名寺宝物
大猷公上洛の御詠　詞書澤庵
御城の旧事記
江府御天守の図
神君御軍配の図

日光御社参御留守御法令
大久保松の御判物
西光寺宝物
梅雪為書稿
神君御筆裸嫁主の御指物
大猷公御文
常憲公御判物
清涼殿画歌
新宮宸筆の御詩の写白川侍従に賜りし事
文禄の禁中御能組

弓箭立合の図并賛歌
御従初席繪圖
葵手の華布比図
厳有公御筆
野州龍光院宝物の名玉
奥州長源寺御朱印

守嚢巻之上

安國殿御記録

東府芝三縁山増上寺境内奉鎮座候
安國殿御宮之尊像ハ慶長六辛丑年正月元日御鏡式年ニ（丙）付御出ニ八
予當年六十一歳本卦帰りニ付而ハ慎也御去及老年物事難慎候之
形代之像を彫刻可被由ニ而御出九津氏家之細工人ヲ被招
御目通ニ召連ニ而 御束帯之儀ニ而斯之通彫刻可被之
上意ニ付 天眼鏡ニ而奉写 御身体之御肉合御面部御鬚ニ至る迄寄ニ
次第御衣紋御所作之形ニ至御尊身寸分不違写ニ而節髪先ニ
可植之与 上意ニ而 御自身ニ御毛を抜而被抜遊 御渡有之不日
尊像御成就ニ付被為遊候而 御前ニ而上ニ召処 常ニ御居間御床ニ被遊

御安危朝暮　家康公々与被為成候其年より凡三年之内ニも
御自分ニも御側近御相伴之御人御身ニも被附自由ニ被遊候由是御深衆御深
取之御髪をハ尊像之御腹内ニ被為納候を慶元和二丙辰年霜月廿一日より
御不例有之二月朔日
公方様江戸表御出立ニて二日ニ駿府ニ被遊御着四月廿二日迄御滞府
神君ニハ三月十七日御転任被為在四月二日御遺言被遊候ハ
神霊吉（本ノママ）永く国家を守護すへく候間御遺身躰を久能山ニ納神祝可申
葬礼法事ハ増上寺ニて可被修行位牌ハ三州大樹寺ニ可安置一周忌ニ至
日光山ニ移座為致候也四月六日増上寺観智国師并弟子了的廓山
御目見被仰出御直ニ被仰含候ハ先年彫刻之像を増上寺ニ移可安置
本社作りハ六十六畝ニて可被其中央ニ居し永国家を可守護と也

同十七日巳ノ刻御他界　十九日亥ノ刻御神躰久能山ニ奉納廿二日
公方様ニも御社参即日御出立ニて江戸ニ御帰還御五月十七日より
増上寺ニて御中陰之御法事御修行有之同晦日御結願ニ付
公方様御参詣有之御拝礼相済候儀ニ付権僧正御法事ニ上京ニ被仰付
七月十三日故大相国御事神崇め被申上ハ院之字不可有之由
勅有之依之　安国殿与も被称別勅額ハ安国殿与申文字ニて先年御染筆被仰
出候由今現ニ御宝蔵ニ有之候右尊像ハ土井大炊頭殿奉行ニて被下御申
増上寺境内ニ御宮地御見分元和二丙辰年十月二日御作事御取掛翌年
春二月御成就依之御神前ニ銅灯（燈）籠献備有之其銘元和三丁巳年二月与
有之候右之尊像ハ御鏡之尊像と云又ハ御厄（厄カ）除之尊像と云又ハ爪髪之
尊像とも云現ニ今御髪爪御肉毛四五本を以御腹内ニ納

御神躰御内含御両部ニ而離御衣紋ニ至迄不思 御存生之御容儀ニ
不異与奉拝候 御宮作りハ六十六年己前ニ御座候
厳有院様 御時代迄 御参詣被遊候由ニ而 御成机御香爐御香合
于今在 紅葉山
台徳院様 御成先御香箱畏御目録之御品ニ御座候旦又御膝着之形有之候
此処當時ハ御武家ニ而も御當山ニ而為在
安國殿 御宮ニ御座候御存知無之御方様有之ハ恐敷御事ニ候
神慮之程何共難計恐入候事共ニ御座候恐
尊像ハ日本無双之 御形代 御宮ハ三度迄御修覆御座候
御治世以来家和之 御造営ニ御座候然ハ御賢察之段御深重奉願候

寅十二月

一 御役所記録ニ元禄七戌年閏五月十二日同十一寅年四月十三日
常憲院様 御参詣ニ而御拝御座候由書留御座候
一 御宮作三度迄御改ニ而作出候儀最初之 御宮ハ元和二辰年十月
御造営則當時之開山堂是也 二度目之 御宮ハ寛永十一年
御造営則今之黒本尊 御堂是也 三度目之 御宮ハ寛永十八年
御造営則今之 御宮是也
一 御本社左右鷹之墨繪 六ヶ所有之候此御繪ハ
大猷院様 御下繪之由申傳 毎度御修覆之節繪師ハ御古之繪
差置候事
一 惣御門之儀御門と申ハ総府 御樹 御玄関門ニ而候処
御存生之節常ニ御出入被遊候御門ニ付寛永十八年御再建之節

大猷院様思召ニて御引取御建之節御付日光腰掛之跡且又御手
植之物掛ケ候折釘有之候右之通ニ而御座候
一日光山ハ御一周忌迄
一紅葉山ハ御三回忌迄
一増上寺ハ御山ハ家神
右志
安國殿御宮御記録抜書天明二寅年十二月十八日御修復之願ニ付
此書付増上寺役者より寺社奉行ニ差出候老中方ニ上り候書面控
御宮参詣之儀先達ハ毎年四月十七日限諸人参詣を被許候処御修復
御出来ニ付天明五乙巳年四月十六日ゟ別當ゟ御引渡有之候節并昔之
参詣を被許候也

神君御掟之写
一家中ニ而ハ先々日頃之睦ましき成候ニ一入善能ハ其内證ニより
ル無事之務遂ケ息才ニ而永蔵ら年ハ隣く然ル自
然ニ而ハ其節も何角ニ而寄所々ニ而も老後之楽ニ而御座候
能々此段表ニ而致熟力候
一外国様之外成人候ニ而ハ先ニ付先ニ候至仰ニ而来ル節付ニ
附人之儀ニ而申付候様申遣候定ニ而申付候得ハ可在候
一國事之一儀様之外ニ発明成者付ケ候之事ニ而方別ニ
而秘義之由有之可有事ニ而在存候中ニ而能々相心得
生之上根可在之候
一初而之年之利発ニ而迄之本之様ニ而有之候成人之節ニ家取次ニ成

多くハ親之申事も守らぬものニ候、親々申事を守らぬ様ニ成候得ハ
召仕候ものゝ申事ハ猶以之事ニ候、左候得ハ田舎抔ニ居る事ハ扨置
身も立申さぬ様ニ成申候、一体幼少之節何事茂教不申ものニ而
我侭ニ致し家居ニ育置家督より之仕付候事を外より指図ハ
右様ニても不存候、植木ニたとへ候得ハ、初め二三尺ニ成り候節人之
生立を見事ニ仕立候ニ養育致し、家督一二年も立枝葉多く
成り候節添木致し直しなり候様結立、其内悪敷枝ハ切すて年々
右之通手入致し候得ハ成木之後ニ至り能木ニ成候、人も其通り
四五歳之時より添木の人我附不申、悪敷様ニ我侭ニ育置候得ハ
致し候と後ニハ能人と成申候、幼少之時より育て候へハ其ハ能と
心得我侭ニ致し置、年頃ニなり急ニ異見致し候而も我侭之悪敷

枝斗繁り本心之本末を失ひ候事故直り不申候、然る上は兼而
存し出候事有之候、三郎出生之節年若ニ而子供孫なとの上
ひゞいきにて育候へハ孫ハ能と心得家之治まり候事ハ難き世に候
気侭ニ育て成人之上危く申事共出来候、幼少之時之行儀
作法申付也、それ故教置親之教事も存す候ても心易存し候而
親子之中年の隔とありて候ニ付、毎度申事も守ケ候様ニ親根之
候也、夫故我ハ候中之国り申候まし、外之子供共幼少之時より我子之
行儀作法能く仕付候心得ニ申付、無益しき者も不行儀我侭の
事は我子ニ隠し不申通して申守候様申付、無益之者前出候節
或ハ叱り又ハ手打しては致さぬものと申事ニ而顔色ゟなく
直ニ育申候得共第一親代り立よく存し候へハ其能く知らせ親へ孝行

致し候事並く申候其上小身なるもの迄も遣ひ召仕候ものゝ〔ニ〕く申事を
能為候而申中当一ゝ中守候事親之有内ニて情ヲ申親の存生時なり
我まゝになり國郡を失ひしもの古より多く有之候覺悟第一
働きて召仕候もの専一ニ候第一孝行と天下〔本ノマヽ〕之下へ忠節をつけ
武家之事を幼少より中守を伝へ自然と身持能成ものに候
君臣と申事は定まりし事ニ候得共君ニ付候もの臣ハ臣と
心得候而守当一ゝ由我幼少より安倍大蔵毎度申守ニ申候
我候として君ニ仕へ候事ニ而候而付候而ハ無理成事ニ候無然
無候之君ハ仕候而ハ奉公之用ニ立ぬもの候
覺悟上より八何事ニ而も忠節を盡し愚成者へ無之
責罰を正敷候我君の爲と心得候ハ能候得有之大名ニ之ハ

召仕の者斯くては大名のまゝは何くの覺悟幼少のもの尓は
め〔法〕仰ひ候もの斯く申事我能く守候て常ニ申守を守
当一ゝ事ニ候人之以人を使とし身を正し候事より外無之候
一我儀ニ付を斯く所望叶候事ニ無之候第一我儀ニ而親を
思ひ候親ニ不足之限り無之第二親ニ不孝之第三朋友ニ不義第四
召仕ニ不孝第五我身の所望を不叶右五ヶ条の道ヲ成候ハ
身を恨ミ天道を恨ミ後ニ不叶候と心得候より外無之候得共
幼少より物事自由ニ成候もの之申事能く心得可成事ニ候
一大名之無能成格別次第より八召仕候能く心得候事常ニ申守を
幼少之時より能く心得候能く仰候一つ申付候無能なる次第之
〔威〕威勢〔法〕仰より我家我家をたて候事

一幼少之時万事大様ニ任せなく物事不似合也して成長之後事
共とも餘り大様過候ても却而下之情ニ疎しく候而甚然宜からす候
常しの格ニ違ひ候国の名産の事或は大名の家柄抔之事
揃ひ候家来共之内譜代之代より之譜代成ル者之節より相續
仕之節の高名不致し候子孫まて断絶致し候ハハ成人之後自然と
仕置行届申候大名の自身嗜候事弓馬第一殊長刀鎗術も
心得可申事勿論之儀もゆるかせに致すましき事ニ候

一学問ハ大名は自身携候而成ともも不及学者有之ものハ常し
その道ニ講釈為致候も外物之義理を善悪の事行跡の
能人の行儀作法忽(将)忠臣之者を撰り出し侍臣之近習之心掛
其国城郭し代々の国郡をうしなひ候事とも常之心掛之事

其身の曲尺のゆかまぬ様ニ心かけ候事第一ニ候

一兎角人の道ハ五常を守り候事ニ止り申候其外我身ニ續きなくても又
何事も知らぬものハ候常ニ鏡を遠ひ却而とくと事ハなく
我こころを心なく研之候事我身之行ひの悪敷ハかゝ見候
照らされぬ様ニ可被申候甚曇りも去らぬ様ニ致し候得ハ兎角の
行ひの善悪ハ人ニ尋候より外ニ無之候悪敷を申事を聴ひ
その座ニて其悪を改め善を作り候その一褒美を取らせ候ハゝ
次第ニ續き照し身の善悪甚席ニて知れ家中の善悪ハ
申事(民)百姓之難渋居なから知候て身之善悪を申
候事を好之候得ハ侫人も気ニ叶候事斗云様ニなり行
身之あしき事を好之候ひ候得ハ忠臣ハ日々ニ不進ニ忠を(云)被時ニ

皆事成て一身之行ひにて天地の万之叶ふ事ニ此所をよく可知もの
也一之嗜にて候得者仕方利口らしく実者をのらく取ふとも深く候
何事も正道誤有(友)我攫之者仕候事也一ニ候
一井伊兵部事平日云葉かく何事も人ニ云ふを嫌ふ有り実に
見へ候得とも何事も可聞なし候へハ成ニ中とも取分ケ承知可仕
可聞違與評議遠慮可致事ハ皆人之能ぬ所之物語之
善悪を申ものらし其内ヘハ諸事ハ何事も先内談致候様二也可
一身之嗜之事人々好嫌ひ得手不得手有之事ニ候得ハ兎角よきと
存ぬ様ニ致し候事厚は四季の花色之様ニ咲候て眺めるに
詠め候とも不蕺(トクタミ)葉と申草香も悪しく何之用ニも立不申
花草之様成とも湿の草と悪し用ひ候ても草ニ甚しく

何藝も人の覚候事ハ悪り無何そのとき之の用ニ立事多く候
也一自身ニ不得手の事は人の残るも忌嫌ひ候者多く有之候
夫故大名別ニ致さぬ事ニ候覩ル中年之頃迄碁抔一向不存人の
打を見ハ不用之ものゝ学請より之て用ニも立ぬ事と斗存候人々
好候も兎角之様ニ存候処近年碁我覚へ候得ハ面白く
後程之慰ニもなり先達而はつけものと存候ともよくてハ為候
覚えて楽しみ何事も誹なる(本ノママ)事ハ古より致し無ぬ事ニ候
異之も自分の実ニ入候ものを最善と存候実ニ叶ぬとのよし
成と存し候ハぬ様致し候ニ付嗜一之事ニ存候只身之貂忽之存ぬ
事歟(乾カ)多ニ存候事ニ候
一御かうものゝ得手実ニ叶ぬ事を申す時側之者之悪物なと

なけれはならぬ物を損し候事虫氣なと加に付而猶指置候ゆへ鍼の
可當道ひそ甚毒成壇と申ものにて候先ツハ出年中にて養治
薬を用ひ募らぬ様に可致事ニ候敵人の様子何にも薬にてならぬ
事なく候へ共物をそ事あひ候事有之なく候而先早く致ましの
募り候由へく事ニ候然物ハ損候而も是迄候事ニ候へとも様子ニは
召仕候ものの氣ニ不入中ニ事申候へハ手打ニ致し身を亡し候へと致し
色々様子ニ見候様子ニ事多き中の事も病気根の深くならぬ先ニ
早く療治可有之候

一　堪忍之事身持当時中ニ候何事も藝術も堪忍なくては
いかに見事なるもなしならぬ物ニて候天道ニ叶身の知行を頂候
堪忍の理ニ不叶候ハハ先祖よりの一類一跡を失ひ申候ぬ堪忍

人和をなしても我意を随致ぬ堪忍の外身体安く堪忍を用る
事ニて候仁之為修ニ及仕候其外義民百姓の賞罰を正しく
致し事ニ御恵ニ及候も罷出候仁の堪忍なり君ニ仕へて
身命を顧ミ一段も猶以不違之義ハ忠君なり人事ニ成
先として身の事を除て親より宗る（る）ニ大義正しく候
是孔の流孔なり我ニ深ミなく人をないかしろにせ
翁之堪忍なり君父（父）ニ仕へられ候而も表裏怯懦
古誌をなし知物数奇成不用之信（信）の堪忍なり美女（美）美服（美）美（美）
目ヲ不動是目の堪忍なり美食を不好様にし可旬ひも枕ミ
是鼻の堪忍なり雷鳴又ハ戦場ニて鉄砲之音ニも
不恐是陰ニ進之高名を遂る是耳之堪忍之酒を避けた

美味を食ふも只口の堪忍なれども其外は足るにも堪忍なるべし
大堪忍哉一生の間固く守ればものゝ大守たる家を起し国をも
治むるに身は身上を起し家を治む堪忍の成事は十が中に
至らず然れば家を起す事ならぬもの多く破れて十が内八ツ
九ツまで一ツ二ツ破れざれば其破るゝ前より亡ぶ迄の堪忍
強きものゝ先までは堪へしに家中堪忍ならぬと申す事
有るに申事では無之とも其も義に依て破るゝといふとも同じ事
その子にはつきて多くは我知恵の難きより我儘に成りて身を
果しては織田殿にては死去の名を残して人をも能きに太守とても
知恵働きして今はつきとも堪忍八ツ九ツ迄くも破れたるへ是非も
事も起りては又是に依て殿には古今我大守智恵も有るが故ならん

強うからし故早様より二十年を内に天下統一になされし程の
事なるは代々太守の内へ分限に堪忍ら破れたるは太守なると
能事をいましたれども其も身の為と我知らぬ万事花麗に
過るの知行も手人に施しは大守としては無く危りと
申ものにては知行その外に於ても其外の事にあらず
こそよくせん
一 奢なき様なく物事倹約を用ひ常にその様成知行哉
もつて諸侯我と以て上なれ天下には過分に知行を森
結構其程に施し与ふるとは奢る者の手に渡りて吝嗇とも
恥ないのかしれいへりかゝ賢君賢臣の過分に従りその
万事花麗の行とは難し身の持倹約用ひし事

一惣而召仕候ものゝ何ニ而も仕落不調法ニ而叱り候事ハ先其ものゝ
能々心付し向後改め候様ニ致させ候事主人ハ其ものゝ為之
ことに候我等年来より察ら心掛候得ハ異見を加へ候ものゝ
改めぬ(本ノママ)為し候気質ニ而何様ニも人の拵ぬ様ニ致す可く候
先ッ其やうなる召仕ものへハ是過ち斗を申聞叱り候得ハ心得違ひ
いたし主人を恨候やうニ成行申候是迄能勤候ものも自ら
不勤のものも出来主人も疎ニ成候やうニ成り候ても宜く異見の
致方悪敷故人を捨る事も申ものニ而候異見の致方ハ先ツ
其ものゝ呼出し其人側ニ拘集候ものを遠ざけ其もの斗ニいたし
者ともも頼ミ知らぬ様ニ前ニ其方ケ様の節何ニよる成義
致し何之節能勤め候なとゝ其ものへ心を歓しめ其後ケ様の

不調法其の方ニは似合ぬ事を能く申聞せ異見いたし候
相改め候ハゝ是迄之通り心付勤め候様ニ申聞せ候へハ其の程ニ寄くし
身を誤り我等か改め候ものニ候へハ主人ニ而も其人ニも
能人ニ出来ぬ何様ニ怪我ものニ而も科人に出来ぬ事ニ而
不掛ケ身を情ニ而候事等一ツニ而も何様の利潜も主人ニ
目よりは似合ぬものまで而候場所兼しの志次第ニ成けうちの
事ニ而も其る所合ぬと申候も主人より似合候様ニ
心付不調法ニ成らぬやうニ致し召仕ふ事心掛の第一ニ候
召仕候ものゝ科ニ申付候との(とカ)多く者則主人の科ニ候
一主人ニ而風俗を倒通りニ召仕候ものも風俗大切ニ而上ゝの事
下へ知らぬ様下の事上へ知らぬやうにて有ることニ存候

気ニ入候ものハ風俗も掛ケ肝要之事ニ候其もの一人ニて
一家中の風俗宜しく善悪有之候事
一近年日課を六万遍ツゝ唱へ申事老人のいたし候道徳なく
遍数（数カ）減し候様ニと笑く申含候處程数を勤し候ては
楽ニ成り候ゆへ却而身より致国ニ生し捨る事の人を
致し候へハきめごく罷亡しまても有り候也と思ハ候半年より
一日も隙ニ暮し候事は成らぬ事也へ当世静也へ隙過ぎ
困り申候何も業を致し度候へともそれもいたさぬ事也へ
念仏なと日ゝ稽古事の代りにいたし候也へ毎日勤させ
致し度そ得く体を不動候而こしらぬやうニ心かけ申候事
其内へ食事もあまり不申健勝ニて念仏の功徳と存候

往昔より申伝へ候先ツ其人の行儀を正さんと思ハゝ平日の
起臥割限と食事の日ゝ回し事又多少なしからすして
行儀正ニ知れ申候よし左様ニて候し事ニ候此ニ守大過無之
危き事ニ候勇守法ニけるて成候ともならぬ者ハ一ツ事に候へとも
只和らうかたるニ有之事ニ候例ニ応仕候ものかやうな義ニや
可被申付ゝ大ニ類能く此中守を出来候ニ付父母兄弟の中
礼儀作法能見込み候ニ付是非御意可被成候故六文国へ出候也
職人の縁も能く存候得共数可被成候可悦（祝カ）

二月廿五日

近く呉ゝも国事随分心附可被成候右之通りニ候へ御前
ニ而何も少しも無之事候事を気遣御座候 以上

右に写しまゐらし御旗とは
神君駿河の御城に御座ありしとき江戸乃
御城へ移らせられ　還御の後
台徳院殿の御重宝崇源院様へ進らせ玉ひし事なりといふ
あり難く有へきを也し

白旗並厭欣旗由緒

折駿河御宝蔵に安置の白旗なり長三尺四寸五分之昔永禄三年
神君十九歳にならせ給ひ尾州大高の城に在し時五月十九日今川
義元御出陣有之く桶狭間にて討死有し城を出し君敵方なく同廿日
三河大樹寺へ落行給ひ既住登誉上人に対面し慾に浄土におもむ
治国利民の奥儀を確守し浄土三昧の御安心悉く伝授し給ひ
同廿二日信長方北討手を差向け追散し勝利を得させ玉ひし事は録の
記録に詳之此時白旗を以て大樹寺にて御祈祷併と宝前に至迄に
かゝる志なりしく佛力の御耳にて前此旗なり此也へは
神君深く御信仰ありしの旗なり大樹寺よりの御家宝なりと御神宝
なりしなり武運を開かせ玉ひし後又三河奈良明眼寺なり

恵心僧都の作の立像也丈壱尺八寸此本尊は宝台院田満山にて生母の
為し　神君或時瞻礼しありひ有縁の佛と思召田畑五十石を寄附し
玉ふ本尊を也不思有し二尊ともに寺中へ佛閣寄捧へ崇敬しありける
程に二尊ともに当佛なりといへとも明眼なる佛は多年香煙に
薫らされ其前へ本尊と也殊に大樹寺の佛は修もけなる
由にて今本尊と也殊へ奉寄に慶長九年
家光公御誕生有し御悦限りなく　神君御自筆の神影並御太刀
一振宝台院へ御寄附有しを後　秀忠公此佛にて駿府御持中に
在さし此由本尊を崇め御当家永く子孫安穏の為とて宝台院へ
御寄納有之神影の御例に安置し奉る之其本尊は境内寺納之
其後又同寺へ　神君御念持の御頭佛なりとて立像薬師如来

御丈七寸並十二神名御丈三寸座像不動尊御丈壱寸二童子御丈
壱寸宛之まり宝台院殿御念持のめ宝像珠といふ名経に宝台院開山
観誉和尚説神より指示不思儀なる珠なりとし宝台院殿安置に召
御不思儀なりし補ひもなく　秀忠公御誕生も在りしとや御傳へし

辰
五月　　　酒井氏某　謹識

右一紙は宝台院方丈所蔵なるよしにて粗記録の抄写し進せらるゝ処
此書は或る何事より備へし一寺限りの事なりし哉尤不思儀
なる様して此事跡あらはし或人の筆記とうけたまはる云々故に
神君御若年より九郎右衛門殿御信仰心厚く不思議御持佛へ
彼等御閣を拵く念佛為に奉りとうや抜拾大坂御陣のとき
国師の弟子廓山とか納の支借を記く

上意にて陣中へ御供いたし戦場にて不思議にも
若君との御事を信長公きく陣中へ供をなしても
神君にも例のごとく御陣屋に伺候御悦び御挨拶に参り候て
終るに神君また陣屋を蒸りに出陣して軍勢を押取
ともに御藤殿を遣わして出合ていかにと急に宣も
是ぬに八幡菩薩をたのみて一枝立付け給ひて敵の矢先に
まかせ給ひ御下知をなし身も刀もぬかしも通らずして心安かれとて
御用心の御事是非もなく不思議あるに御間を近く来り矢狭間
上意のごとく或は地に落ち或は物にあたりてそれて身に当らず
御身に当る事日毎なり或日戦場へ出で陣をなく御陣屋より
見まわるに家中皆陣しける時戦場の事を思ふに往来中上下中に
不思議の事なり味方の陣より見れば御家来の武者一人を家老
のもとへ大将の中へまいりしに討死なさる御家来武者の家来衆
御感もおはせし太刀も下されて御家へもどり武者まで罷り出で
一方の大将となりて下人どもをみれば又見え味方の中へ
かゝりしと言ふ時にて下知を出して御家来にて不思議ありつと信君に
若君申し上げ御陣屋へ入給ひ御厨子を拝ひ給ふて出で参りし夜に光

あらし出でまゐらせ候 麻山石納言へ
上意にて出でまゐらせ我らが代まで出陣ありしものの 御也あり信
感涙を流し君ならば御陣の様子は出てまゐらせ候に出でまゐらせ候よし
事ありしと伺ひし時 上意にて右のごとくありしと申し出て
今までは此事国師へ告んとて急ぎ江府へ下向なし奉るも
或日甲州の大将信玄が家人何某とかいへる者が信玄
程なく家臣中にてなれ 海徳川家へ入らんとて
家康が首討て来れよと常々申おる人思ひて身を盛
なりけるを聞き神君を狙ひ近より漸く使者と成とあかし
神君に仕へ奉りしが最早やるべく心根も哀れに思しければ
御覧ありし時御目を掛られ給ひて 君殺害を狙ひし 早速その旨を
起しかけし或時 神君御酒を召上られしけれは御給仕を
狙ひ仕らんとて奉書を持ちて書信 君いつの事には今致すを窺ひ
なかなかという事 神君出て御顔を見て直に給ふに人も
なくかの者の御告にて出ければとて思ひし御閣へ入給ひ心静に
前後を見て御手の件の人に申つけられしとて見給ひしかば御膳所へ

思ひのまゝ云ふまゝ事も無へなるも也と氣毛なかりける事も多く
神君ハ切られんとせし　神君御陣より見給ハ此由を聞しく　させ給ふ
百狼籍ものをかゝるもの　上意ありしく御命を除かれし
御免ありしも其罪此者まて　信玄此者より後甚だ宜し
命をとつ給なせつなきとも　通達の事申なへ人を供して
信玄みるへ送り給せよの　給ひて一命救助給ひしとそ
神君此由難儀通せぬ事日又信仰ましく　九郎兵衛義為之
後天下静謐之東江府　御輔佐無事なりし　後人の教ふ
事なきとて　天徳寺大義ある教ありし　三百石命して自ら宅
増ゑく数多之事し給ふ　台徳院殿の御代為三百石の御寺領
御造営を以て思召し　其寺の天徳寺ハ無事に御修繕
料として五十石を附させ給ひ後又　大猷院殿の御代御事
聞召して天徳寺ハ無事に御修繕し給ひし其外に
様々世給ふ　名利ニ御修繕を建立ありて　御事等候無事
是等よりも　増上寺の先上いせんより　御事々等ニ小事也と
称しけると申候

三州系譜寶物の写

御由緒書之覚

一　徳川有親公様　享徳元年七月十四日於當寺
御葬送仕　御位牌并　御廟所之松石塔
御石塔有之候

一　東一房様　元亀元年十月十二日於當寺
御葬送仕　御位牌并　御廟所之松
御石塔有之　御尊牌も
御霊屋ニ安置御座候

一 渡唐天満宮（本ノママ）
右者 有親公様 御所持之称名号山内ニ而被為拝
御詠請之折ゟ 御連歌御興行ニ而天文年中
広忠公様 御蒙恵被成 御連歌迄も有之
其所を為宗匠御興行ニ為 其后不忘其後
不怠 御長久之御祈祷仕候
一 例年六月廿五日祭礼ニ仕候
一 東一房様 御持仏堂ニ有之候 正観世音之尊像
一 仏御丈五尺三寸 御堂ニ安置
一 松平太郎左衛門人信忠公様別当称名号 御増補之
右之通 御直書 御書付之 御判物有之候

御書 弐通
地子御書 壱通
御判物御書 壱通
右 御書ニ付数多之様ニ従東一房ニ有之候（本ノママ）
御先祖之 御書并 御直判元禄年中
御引合ニ去申如 此遠年之御深秘不相信
一 天文十二年二月廿六日之夜
広忠公様 御蒙恵之 御連歌被為拝
御感得其節之御持具附被為遊 御連歌被為拝
御興行ニ而同年十二月廿六日夜
権現様被為拝 御誕生其節 御名代上候

ニ 被仰付候付 左之 御振合ニ而
御代々君様ゟ 奉差上候節之 御連歌 御懐紙
御入用 御硯箱等頂戴之候所持仕候
一 権現様ゟ 蒙 御鞍 相紛仕来用来候得共寛政三
亥年九月 従寺社御奉行所被仰渡候ニ付御改ニ付
御懸り 御役所ゟ 書上候処 紛無之 被仰付候
一 慶長年中
権現様駿府 御在城之節 御菩提所ニ而御札
御免許被成下 建立仕候処 寛永年中ゟ内一条
焼失仕其節之 御書物焼失 此段承知仕候而
右御由緒書古證文等并 御満写之 御判元文二巳年

十月 有親公様ニ加納遠江守様被成御座候節
御内覧ニ被入候ニ付 御由緒書差上置寺二元文二年
巳閏十月寺社御奉行大岡越前守様ニ 七年目年頭御礼
御札之儀を 奉願上候処 同月廿七日ニ 右之御願
松平紀伊守様 御内證を以 被仰付候 並 牧野越中守様
大岡越前守様 御列座ニ而 七年目年頭御礼 相勤
御白書院 御札申上候 御帳之節 御時服拝領
被 仰付候 以後七年目 年頭御札相勤来候 右之
御由緒之義 御座候 以上
文政五年午閏正月
三州渥海郡大崎村
林 名印
寺社御奉行所 御役人中

爲大濱称名寺領陸町并地子寄
進之事於子々孫々不可有違乱煩
者也仍執達如件
永正六年己巳八月廿六日
松平左京亮入佐
信忠 御書判
称名寺

永正三寅より巳之年仍未乱中之
献 味方討死之面々為弔於當寺
毎月十六日相定置之處候石
為其新當所国寄進末代者也
之状如件
永正癸酉之年
二月一日
松平左近将監入佐
信忠 御書判
称名寺

於大濱称名寺定條々

一 對住持江無信不可有諸篇事

一 寺中ニて殺生之事

一 寺内ニて狼藉之事

一 寺家之内ニて以強縁競望之事

一 寺領之地子年貢不可致無沙汰事

右背於此旨輩者急度可處罪科者也

仍如件

文亀三年癸亥八月十九日

信忠 御書下

此自中諸江林之事委細孫六ニ

申付候処去年以来住持相抱

依被申談殊要ニ候而家来寺之[illegible]ニ

不稼[illegible]山もちて松を林ニして可

有之候處寺之林を伐取[illegible]

無之事ニ候為住人得一気

申与加之候也

二月十四日 信忠 御書判

孫六

孫河 殿

右寺 御上書

孫河 殿

蔵人 信忠

天文十二年二月廿六日於三州岡崎之城
廣忠公様　御夢想拝　御覧因於稲荷
御夢想披之　御連歌拝　御興行候
御連歌之趣如不指仕候

天文十二年二月廿六日夜
於稲荷夢想披之連歌

神々のなかの松
うつ世を守るの鶴
めくみはむかへ哉
園のちよ竹
玉敷し金石地の　廣忠

月も長栄每夜　甚阿
この流の ひさしみ　政家
えふく露　秋每
雲はまさ 一輪の明離哉　弘光
狩每田中の 乃　昌庵
高あく は 朝の 月
あさ月 あまり 晴寸
志々 風 思はまひ　相阿

同年十二月廿六日被
梅覚様御誕生後於　御夢想披　御連歌之

御吉丸右之為 忠臣孫右衛門住持ニ
義晃様御名下書之筆之合之 御付候之筆ニ右御紙面を
御名之為也 竹千代様御下書之花押之 中上宮筆
御知恩 竹千代様より当年ニ而分 御名称之御位牌
記置也者 御連歌 御霊之安置成就
今以所持仕候
御文庫寸法
長壱尺九寸 巾壱尺七寸
御硯箱寸法
長九寸五分 巾七寸

大濱称名寺領元康代仁
除落置之 只今為新寄
進之附置早於末代不可有
相違勤行等懈怠可然
於勤之也
永禄二年己未
十一月廿八日
蔵人佐
元康
大濱
称名寺方

書寫領參河國碧海郡大濱村
内三拾貳石八斗事任先規寄（本ノマヽ）
附之訖全可收納并寺中竹木
諸役等免除之如前々永不可有
相違之状如件
慶安元年八月十七日　御朱印
稱名寺

大猷公上洛の御詠　洞書澤庵和尚

寛永きのえ戌のとし
大樹源家光公御參内ありて御賀ありしより程へて都へ也させ給ふ
綺羅をみかゝし供奉の輩は藤原を正とし行列の
儀式をなさるゝいとゆゝしき　下略
みな月中の七日江戸の御營城出御ありて廿日の
申の刻金川の御殿に渡御ある猶またる旅の御心
まゝを
まひの字いつくも同し我國の風うてそふあかし出ぬ日の光
廿一日藤沢の御事乃風流にて夕立北過る氣色哉

御覧しなから

ひとよふる雨もふりみふらすみ晴てきりしき庭の色かな

廿二日大磯の宿を出中院とまを出させ給ひ御旅まくら

濱の松のうけ宮作も浪にえつめ給むのとくなる哉

宮川なとも見えし見わたさん海山の松のみも浪に流れて

同日此暮かたに小田原の営中にて若君も人々に茶の

饗をとらせ給ひしにやり水の流にそへつくあるを見給ひて

宮にも少しかへかたきに何とかは流れ行への色代

廿三日今日此河御渡あるへき旅に小田原より御発駕

此程より津の小箱根にまかせし人をいふつゝ時に随ふ

心ならて世の過行ものゝかなとも思ひ給ひてかくなむ

色かへぬ色なき身も松の川かはる時にあふ人の世の中

廿四日箱根路を過させ給ふとて

あふさかる道あれは箱根山ゆくといへつゝ遠きかは津

廿五日三島の御やとりを出御ありて浮島か原より

田子の浦を詠め給ひて

田子の浦に塩くむあまの袖濡て干る日もなくしなほ人と

廿六日駿府にまうて給ふより神原の御旅館をいてさせ給ひし

折柄清見か関の古跡をたつねし御させ給ふとて

清見潟むかしかはらん名にふれて波の関も月も影の年

清見を過させ給ひてまた久能へ

御社参あらせ給ふ

御当家御守護の　霊神　世残照らし給ふ御位威の余にも（本ノママ）
神前に備りて肇とせし御礼拝をなし神ぞ慈し後
かく斗謂しきを給ふとぞ
東よりも出たる光りは都に照りて久しふまふて東照権現の御社
同日駿河の国府に至御参らせ給ひ姫君も見えと相待り給ひ
富士も雲にかくれて山の姿たに見せなからぬ詠とはなかりく
知ぬるもなるかな也あれども明けるも御帯留へ帰られ給ひよし
御下りて後かく詠させ給ふとなむ
駿河なる富士の根のみは雲とともにかくふとてまりて見ゆ事こそなむ
廿八日は宇つの山を越させ給ふとて御供の人々も
日数経る旅の苦しさにいと眠りうちに見へ給ふを御覧して

旅なれや宇つの山邊のうつゝにも夢にも越る蔦の細道
廿九日田中の御城を出させ給ひ大井川に至らせ給ふ
東よりも流るく浅瀬を渡りてまま瀬もとむ斗成ぬれは
それより小夜の中山にかゝらせ給ふ世にうち渡りて御なる時に
夜の程もさむ風しは帝給ふとて
遠くと思ひや深かも歩くさみぬ事なし小夜の中山
掛川の城郭にかゝらせ給ふにあくしも
うつゝなるもぬれふみて御旅の日数の
日頃の事ども折にあひ
おはしまし

名高月のまへ社をみて夕暮れになりて掛川の里にまかりぬ日は
五月朔日濱松乃館に着きぬに 脱字多し あらつまうら
夜の名所ありきを残すとて
一秋葉々社やまぬさん詣て刈し君はまうで給ひとも
河すしの何某祇しける陣武法事をうく北條殿の
家に屍をはらふ折ふし比所にて 御最期
台徳院殿御産宇安阿生郷に移し給ひしよりもしとして
二葉より生立給ひの御末を千代とも契り涼まつの風
菊水の姿を表し給ひし五社の明神御詣大明神ハ
古敷國の御産神なれば御まもりにて崇めし給ひ
二月の能満とまらに宗御社参ありし 御文新たの御鉄

なをはくよるを世給ふ時よりまへ其御教書を五社の
まへりて下給ふ今もうつし次第之沙汰これなきよし
厚く々うく流しきを給ふとぞ
まふち社の坊の社に詣て汲み給ひあさ宮あり新法乃まゐ
同しく日荒井の小海 紀文
春日の事あら井の浦の風情をなりて当今東海の小海
三日の何け今の吉田の御舘を出御あらせまし山中城
通ひたまふ
なとも雅く獅子の在城難けれ日は俄かと出海山中
四日出御より出御ありて矢刻を過ひたま給ひと東
八橋となんいひて蜘手に流る橋の名所ありし下と

御寄進ありけれ共今は古塚絶果てそ社[illegible]と
伝へけるよし申上けれ共
八橋也むかしの思ひ出をかく[illegible]沢の[illegible]つたへ[illegible]
右の名護屋に御滞在
権現様の御宮居 拾文 御社参[illegible]之内[illegible]させかけ[illegible]
あまた[illegible]みしめるに給ふ[illegible]
村にあひて[illegible]也 花[illegible]の秋の初めの旅の行末
七日の夕 荒根の御館 拾文 二つの星の逢夜[illegible]とそ
秋の夜の千代を一夜にちぎりやと[illegible]七夕
八日中泉に着き給ふ 遠山とやらる哉
西はうらさしおそと思ふうみ出[illegible]ひの関(佐)の[illegible] 新[illegible]はうさし

九日 見附より御船
浪風もなく川[illegible]江[illegible]也 見附[illegible]
十日 掛川の御城に御滞在
十一日 静[illegible]給ふ 逢(逢カ)坂を越給ひて[illegible]
ありしよりと紀[illegible]めく[illegible]しきを御覧しつつ
東海道也[illegible]逢坂の[illegible]丸子[illegible]の[illegible]城見る[illegible]
同日午の刻[illegible]二条の御所に渡御 拾文 其の事
[illegible]思[illegible]出[illegible]
海[illegible]も[illegible]秋の[illegible]
御[illegible]院宣[illegible]給へる[illegible]
三代の武将を[illegible]天下を[illegible]給ひしより

きこしめし給ふ庭子御柔内の爵といひ千代の
我國の吉例といひこゝろひおほせ給ひあらたむ
君の御ちからならすは誰か紹ふ契しと志給はんやのへ
満ちたるをも別殿の御まうけとなし給ひ
ますゝ其意をつくしまゐらする御心いと嬉しくも有
難しおもひぬるこゝち世のたのしみを添へしかさね
なといふもの深くまして後の世をそのまゝつたへかく
思召御はかりことぞと様
信山の深きおもひ及ぶ事は世代あまた傳へもかゝる御世
御上の御北御祿於せむぬ

東叡御墳の舊事記

文化二丑年臘月初の十日摂津守紀正敦(堀田豊前守の事を載む)
此日付庭子尊孫強勇子よりあまた土庭に候れあまた此書上
天文の字

蓮池御門館岩松土子上の梅植有之門壇廣く前にある御
本院も出来続て清らかに直に経営弥増其上に振る
此御法の庭の付御乃國の後御備築之御の御其の寄聲
御し此の年久しき事なる徽(徽カ)にて画事書籍抜も多く故紙を
中備前の東の御手にて一統(説)事業御乃國之後の世九通語を
野山にて雨にゝ田畑堀られて其他桃梅躑躅ありて花にて王地に
与中考念佛堂の庭の由通に度

梶川様御隠居所ニも一ヶ所之出御仕ニ而御揃出張石垣築も
出来之内 御庭形も建揃其後 御新城ら中通候之
御本丸迄取離新築出来中通を筆免出之方ニ所持致候運ニ
御新城出来建候後も新築出来候人居所之趣御用兼帯
御新城を御隠居所ニ而有之思召ニ而殊ニ御処慶長年間築
出張利之後天下一統ニ御移府を御隠居所ニ之旨御附
御新城之儀も御本丸ニ而並揃之成仕組出来候所下ニ当分
出門も来候と本多佐渡守ニ子上野介毎人ニ命を請候
当城を含し御一城ニ成之儀を申候由を仕中納言よりあ
して当時之出形ニ而本丸御用文一統
厳有院様御代ニ而従之内御係名人有之迄 上聞

御城内蓮池ニ而御座候 上覧有之 仰付被為当事之由
御成出係 上覧之備ニ事揃中候又明暦元紀ニ明暦三年
正月十九日本郷大火 御本丸焼失同年二月十二日焼失記
為上覧巳下刻 出御蓮池御門ニ而御下乗御所南之方
ニ而櫓ニ登ニ而為 成時候 御屋見出候 御本城焼失跡ニ
御本丸之 御成四方焼失之敷地総覧 上覧有之
還御翌年六月十八日辰刻 御本丸ニ而普請場ニ而為
成何候ニ而本丸搦出場所 御目見松平加賀守細川越中守
ニ而京大夫中川佐渡守等之 初而蓮池出御通御門桔梗門ニ而上
通り 還御老中始メ御例ニ而供加賀守始而御札西丸ニ而登
城之由ニ而紀州殿も有之 被為在老中御達天下一統恐悦

御本丸江一揆之義ニ付

嚴有院様御代迄ハ既ニ右所ニ而相成候上覧事も
有之候由之義相見申
大猷院様ニハ御櫓築之節之儀も御並ニ於ゐ而御覧被遊候
家光御三代迄之御座候ニ而検分ニ而御座候恐多被為上ル模様
可有御付御含之上場所ニ而土手上空間餘程之幅もこれ有
尚又形ニ而も内外石垣根下より居所ニ而芝間なし所々ニ石垣
急之中ニ成兼可仕場所ニ而も兼而見合候成兼候儀而相
櫓下之植物を除ケ置申候節ニ而も可相成且往来ゟ御本丸北ニ
候所場所ニ而も此際之方ニ而は成蔭茂く育有用之茂り(本ノマヽ)
御本丸之方ニ而も蓮池之内西丸之方ニ而も東之方ニ而も空間

往来之場所之一揆ニ而成候前文之訳 御櫓外ゟ之見通も有
御要害之節柳御門之茂之節ニ而も成可数寄坂下之内ゟ田形之
入込候御縄張ニ付候得ハ外向ゟ可相成極秘も急之先達実初ゟ
尚時之此形ニ而も成候通御組立ニ而も可有之候 御深秘録等
勿論此植物を此模様秘儀ニ候ハヽ不容易儀候上ニ而此植物
急之失張見通之此形ニ而も障ニ而も可然様ニ而相別
一二寧盤屋結構之事申上候以上

五月十日

土屋帯刀

右の書御記録ニあり候

東都御天守乃圖

寛永はじめの比版行せし古江戸繪圖に出る所なり

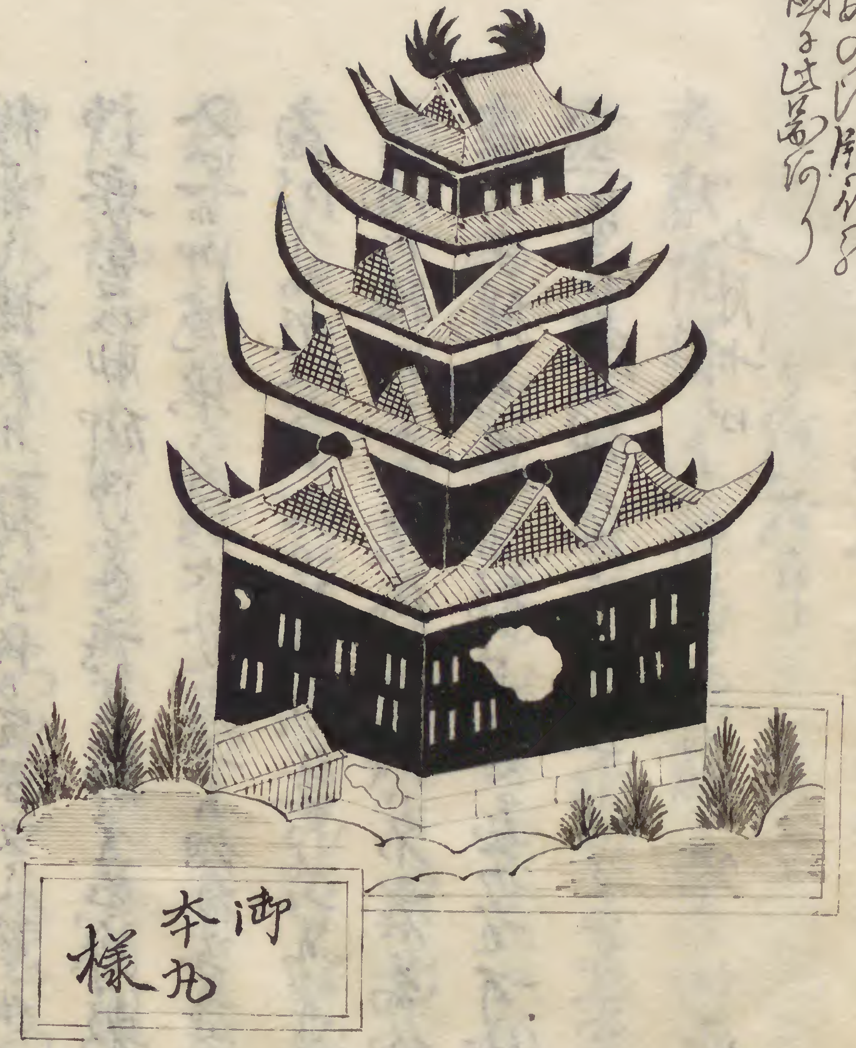

中川喜淳も家に古き圖を持傳へたりとて其圖を
借りて寫しぬ左に圖せる如く御櫓の重なれる高サ平地
より棟瓦の上へ總高サ二十九間一尺としるしてあり明暦
年中類燒の後なりし天守臺とありて御石垣も殘れり
御石垣の高サ九間ありと云或人の云落穂集といへる書に
物にも墨にて見る所は高サ目立て雲に入るなどと
しるしあるよし語りぬれどもありけんと思ふまゝをしるしぬ

神君御軍配の圖

駿州有渡郡谷村泉松山蓮永寺の寶物なり此圖は
屋代弘賢の既奇といへる隨筆にのせたるを寫せり

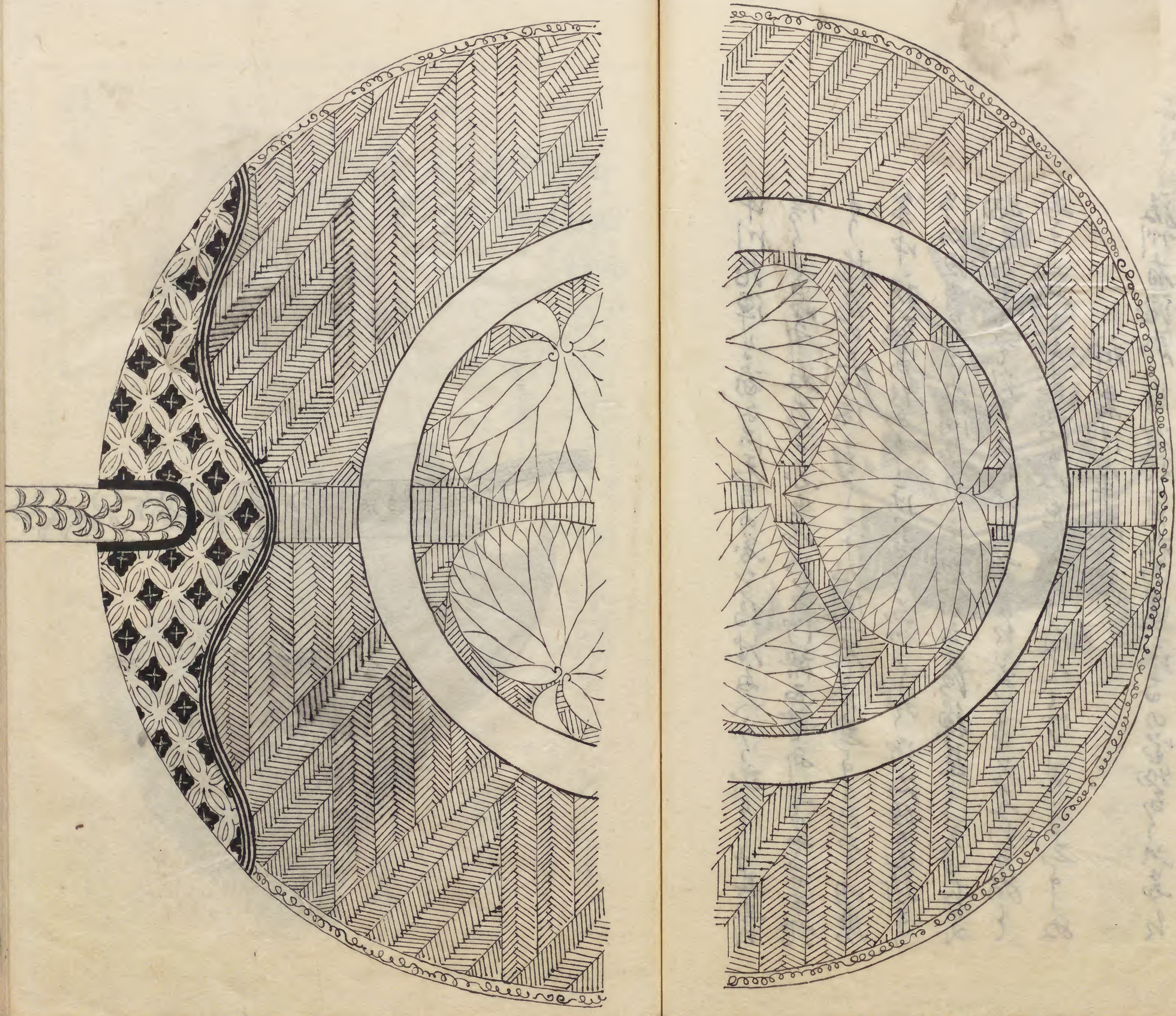

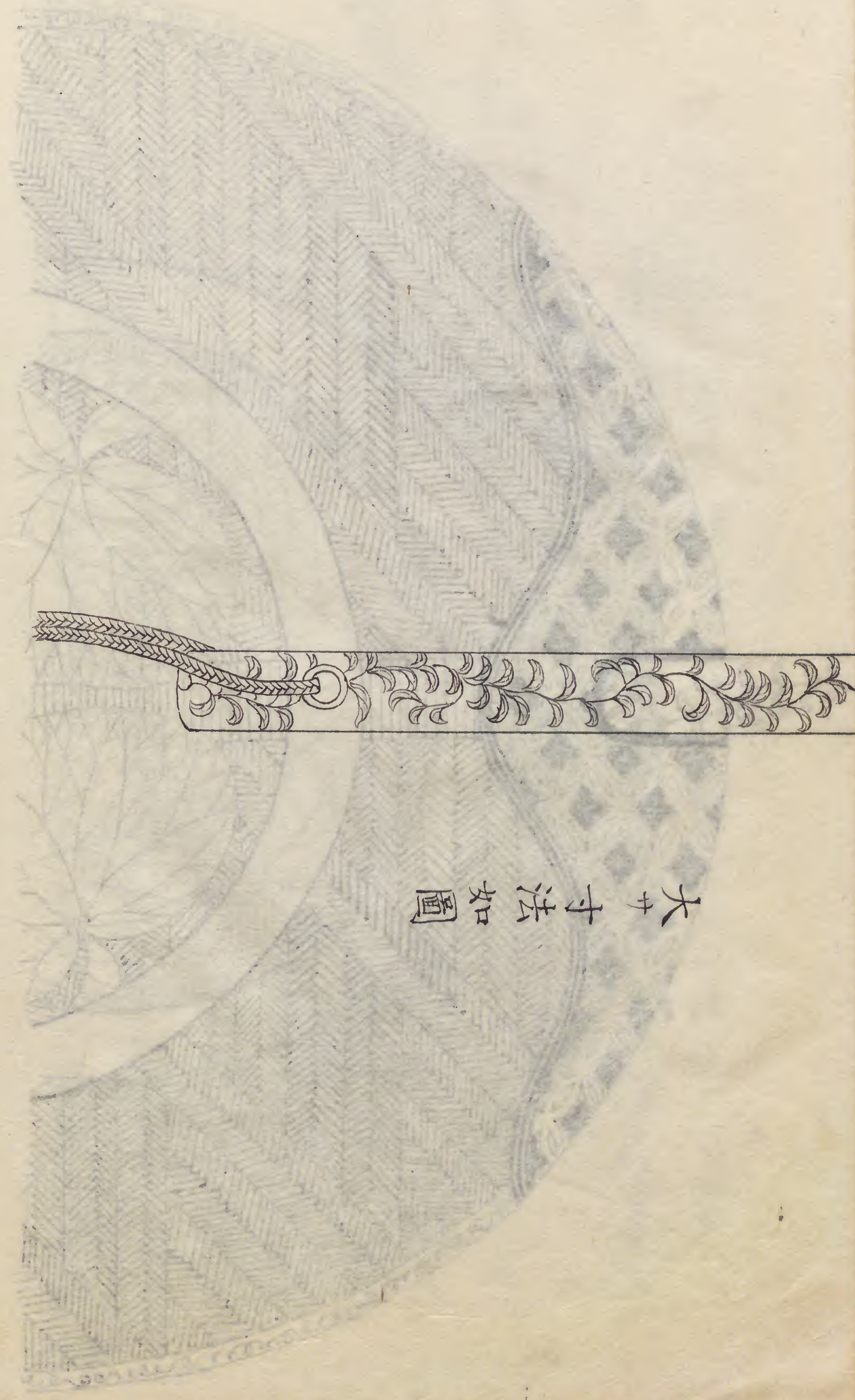

大サ寸法如圖

縮写

日光御社参御留守法令

條々

一今度御留守中之儀阿部豊後守令之面尾之儀松平丹後守松平周防守大番頭中相談之上可申付之め可御城之儀雖何事令談合之刻不立私不和合為無之様ニ存念能御為可仕事

一於御城外何之儀雖有之城中番之輩者一切不可出之事

一於城中縦如何様之儀雖為何事番之輩者各曲輪切ニ令相談可申付之事

一殿中番之輩者萬事定置法度之趣可守之事

一自然城内火事於有之者殿中番之輩者豊後守并番頭之指図可待事

右條々可相守此旨者也

慶安元年四月十二日

松平丹波守とのへ
松平周防守とのへ
大番頭中

縮写

大久保松乃御判物

徳川の水たえすある大久保に忠教に仰に家康
大久保の松は木の葉の末まて語り継千代の後に渡さんよ
代々将軍是を兼ね守り育つ也
家康公　御書判

西光寺宝物

大納言殿御下向之砌
御宿坊ニ被為成候
其後開運之為
都乃廿八日参詣

可仕其刻伺上

候事下中略之候

六月朔日　家康　御書判

芳賀元学殿

大井村西光寺ハ御傳ニ元学といひし人の武田信玄の親族なる浄土真宗信仰なりし此寺中興の人なり

尊書寺ニ御免宝物と云物あり年号の事なし いかのほとりといふ中ほとりハ寺と四神地名除キに出雲哉

老人ありとし

梅雪秘書録

同

覚

一 於当寺三中甚左衛門尉甲斐之国之家

是非出置候下之候

関係一所事

一　白無垢書キ付ニ而ハ夜ニ入候而者
同前ニ為取候而申遣候事
付二三之郎殿若書キ付持参ニ而
一　御前ヘ罷出候而日本山吉兵衛ヘ相渡候
人静ニ致候様ニ仕置可有之候事
以上
二月廿日　梅雲斎
津川殿

神君御筆大指物之写

長六尺二寸巾二尺八寸
地紺絹 絆綿細金紗綾
裸坊ハ白下帯赤
泥ニ而姓名
竿長サ九尺

此大指物ハ清旗本松平安房守殿先祖九郎右衛門と申者
神君御筆之指物拝領致しそれ其子孫秘蔵いたし候而今
尚も伝り候ニ付絵図之写し置

献廟御筆

此御幅ハ此写の御存命の御筆にて写に
大猷院殿御嫡 家綱公 御誕生此时
宸筆の 勅書御頂戴被為在しとそ 此时の御宮参
別大猷院殿の御姉君御方加様の事にて 御宮の御方まて
御請被遊れしとなむ

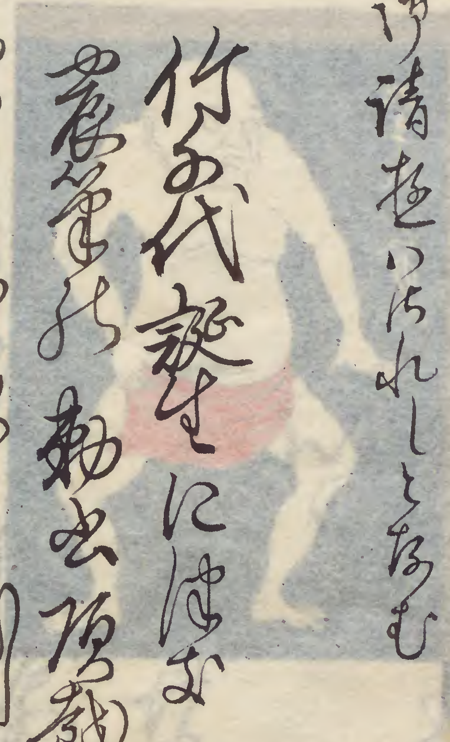

竹千代誕生に付て
宸筆の 勅書頂戴 なされ 御事有り 御事
ありけれは 武門乃繁昌は
胡曲家の御ためによ頼みし 覚しめ

松の御代は御祝ひ千代のもとに 尽ぬ
御心のとふいのしける世まても たゆまい
うれしく賀めてさかへけん行末かけて はてなきも
天地ともにかはらぬためしなるへし

十月十日

家光 御判

東福門院御方へ

寛（憲）敬卿口筆

蹴鞠道之儀

勅書并代々正判依有之可令沙汰之旨

但当家雖罷在先判不遂此儀如件

天和元年十月十二日

綱吉　御書判

飛鳥井中納言殿

去ル文化十二年五月七日に端書しも於[illegible]御文[illegible]

清涼殿画歌

寛政二戌年　禁裡御造営清涼殿障画新歌

弘徽（徽カ）殿上御壺祢　帥宮

亀尾山　袖まで[illegible]くもあり

小倉（小カ）山袖もわけし御代のけふあふむことりの亀の尾の山

桂川　岸柳まで[illegible]て里遠く月[illegible]

里ごとに広めく月の桂川柳のいと[illegible]　冷泉中納言（云）

常盤社　常盤木の[illegible]（一本ノママ）[illegible]の[illegible]

うつろはぬ代もかはらん藤のうら名こそ常盤の杜の木末に　中務卿宮

春日野　松の[illegible]（本ノママ）[illegible]

まと[illegible]もことり此松の[illegible]　民部卿

初瀬里　新続古今に梅の歌かへる

初瀬女の玉か衣の袖の香や　さとの垣根に匂ふ梅かえ　日野前新大納言資枝卿

吉野山　峯にも花を見るをり見えすとも

花の咲すゝむはよしのゝ山桜　ひとつまとまりむかしならて

萩の戸

清滝川　嵐山ちることの葉に紅葉流れ　筏ともちりかゝる

落葉ふく清滝川のあさからぬ　錦八ツ代あるらん　中務宮

伏見里　稲葉に秋の風わたる　門田廣く鶴むきをり

秋る田にむかふ伏見の里遠く　むきぬる雁も秋にまけき　日野前大納言云　資枝

広沢池　水きよき汀のうちに芦の風寒く　広く宿月影やる

小萩風の行ふと立水りて広沢の　月影にやる池のさとあさ　冷泉侍従為則朝臣

神山　岸葉にも霞の積りて　雪に埋むかゝる

神山の雨深くふる雪のうちにきえてしる花の色もあはれ　帥宮

嵯峨野　秋萩の色しけれ見えしをに　袖すくへに小萩移しに

嵯峨の野や萩の手折の色とり小心をうつし秋のあはれ人　大炊御門権大納言卿

荒海障子北面

宇治川　あしろさしかけるに

紅葉ちる城浪のよるべく宇治川や　かは瀬の緑も深き　日野新大納言云

滋賀東山　御山の雲里まくゝ見え

藤壺上の御壷称

村しくれ御山の雲は里うけて　宿すまれる花のよの峯　尹宮

志賀の浦　一本の松風に寒き　波もあらたに遠く築きつ

日野前大納言云

志賀の浦や松の嵐の吹しよりはるかに遠く氷るなみかな　芝山前宰相

志賀乃江　辰巳の名所浪のよるよる むれゐる千鳥なきさひろ川

夜はふけて志賀の浦わの擣衣寒から聞ゆ中床の江に　民部卿

相坂関　いにしへの定家卿の歌 言納語ひとこたへ和歌もあり

ゆくもある年の夏と通ふ鶏も声にはしめるあふ坂の関

鬼間

信夫里　垣根の月さへの卯花咲たるまに 郭公の鳴わたる頃

里の名のしのふにあかぬ故郷に中むかしに郭公　帥宮

安積沼　松月西の……菖蒲かる 所もあり

時きぬとあさかの沼の菖蒲刈かるもそこふも見いはとり

布障子

松島　あまたれ……島々 いろ〳〵ところ

松島やをしまの海のあり月の宮居まて浪に隔てぬ光なりけり　芝山前宰相

竈塩所

宇津山　あつのこともりたかをまに蔦葉の楓もあり 夕の色にて蔦も生しけり

宇津の山しくれしみとり北をさへ秋まつ蔦の下紅葉　中務卿宮

田蓑浦　浦波よせるかたくあつて 田子の子苗植る

しら波のころあるとをへて植わたす早苗に田子の浦さと　右衛門督

浮島原　かひ浦く浮島かはたちに 松の村立あり

風わたる浪もよりくる松か枝にかくてみえまつうき島か原　芝山前宰相

富士山　雪をいたゝける夜の月 涼しく晴わたり

時しらぬ雪をひかりにてらしきていつの一夜此秋の月

布障子

三保浦　波遠く松原こゆる

雲もなき三保の沖津の白波のこゑあかしつゝ浦の松原

朝餉　尹宮

遠里雁　旅の松原[illegible]簾の影 / 是も住吉と見ゆる

住の江の松の[illegible]ふきわたる[illegible]の小旗[illegible]の[illegible]

日野前大納言

須磨浦　月の隈なき海遠く雁も[illegible] / 暮の空やゝ[illegible]川[illegible]

衣うつ磯ハあらしに月すみて一よの[illegible]須磨の浦[illegible]

布引瀧　落くる紅葉の[illegible]わたしたる / うちより[illegible]川に

帥宮

落くる[illegible]紅葉の中に落て[illegible]ある布引の[illegible]

御手水間　布障子　墨絵

三津泊　舟を漕よせ海もあり又 / 漕出る所もあり

はしるとも漕出る舟の大洋のミ川わたる[illegible]

民部卿

御湯殿

吹上濱　[illegible] / [illegible]波よせ[illegible]

よる波の[illegible]も[illegible]浜風の吹上にちる花の[illegible]

布障子

蔵代御坂　旅人の二人行ところ

道遠き[illegible]ふる[illegible]蔵代の[illegible]を[illegible]旅人

日野大納言

寛政二年十二月二十一日

還御

新宮震筆御製の御詩の写松平越中守へ
賜りし事

寛政三亥年十二月十三日於
御座間加納遠江守平岡美濃守連之覚

松平越中守

先達而
禁裡御造営出来大造之儀ニ而其方宜出来万端骨折候段
思召候ニ付右造営出来ニ付
禁裡ニ而茂甚　叡感之儀当時之以　宸筆
御製之御詩御拝領被遊候　御満悦ニ候
思召候ニ付竟越中守儀難有可存ニ付拝領宜写ニ被下候間可致頂戴

御考ニ被存候也
御筆ニ被遊御写　御貴之ニ者其方江被下置

新宮成竣手書賜
征夷大將軍

遥慕周文囿　不羨漢武臺（臺ノ）
舊章一是率（從）　新築本非催
百工忽告竣　整駕自東囬
試目九重裡　九重實美哉
两殿應規矩　四門總崔嵬

燕雀繞（繞カ）簷集　櫻桃狭（接）階栽
豈其爲逸豫（豫）　講禮（共）微細
垂佩群僚會　將帶九洲（州）來
素心既已足　記取感境接
欣然歌思動　一夜薄言哉

敷島の道も昔にかへるらし
再ひつゝきしきの
ことのはをみさらは
やまとことのは

文禄の禁中ノ御能組

文禄二癸巳年十月五日六日七日此三日禁中におゐて大閤殿下御能
興行あそはしと云々　其時番組桃井庵所蔵を借うつし写す也

初日御能組	弓八幡　秀吉君　ツレ 金春大夫 春藤六右衛門　脇 虎菊治右衛門 甲田帯刀 岩本雅楽 奈良弥砥 笛 八幡助左衛門　小 観世又次郎　大 樋口石見守　太 津田忠兵衛
式三番 翁 暮松新九郎　千歳振 長命弥左衛門　三番叟 木下与右衛門 笛 八幡助左衛門　小 幸五郎次郎　小 観世又次郎　大 弥石与次郎　樋口石見守	狂言 民部卿法印　新庄駿河守　長命甚六

芭蕉　秀吉君
脇　山岡如犬
笛　伊東安仲
小　安藝宰相殿
大　大藏平三

源氏供養　秀吉君
脇　前田利長
山岡如犬
奈良弥砥
笛　貞光竹友
小　江戸中納言秀忠卿殿
大　岡田新八

野々宮　江戸大納言家康卿殿
脇　浅野弾正大弼
笛　貞光竹友
小　畑山信濃守
大　畑山修理大夫

皇帝　秀吉君
脇　甲田帯刀
貴妃　岐阜中納言秀信公殿
悪鬼　杉浦伊豫守
笛　貞光竹友
小　幸五郎次郎
大　大藏平三

千手　岐阜中納言殿
脇　中納言小性
春藤六左エ門
笛　貞光竹友
小　弥石与次郎
大　樋口甚六

羽衣　丹波中納言秀勝卿殿
脇　春藤六左エ門
笛　八幡助左エ門
小　大藏道意
大　樋口甚六
太　津田忠兵衛

山姥　織田常忍
ツレ　金春宗印
脇　矢田半左エ門
笛　貞光竹友
小　幸五郎次郎
大　岡田新八
太　小崎彦次郎

二日目御能組

老松　秀吉君
ツレ　金春大夫
脇　甲田帯刀
虎菊治右エ門
岩本雅樂
笛　八幡助左エ門
小　幸五郎次郎
大　大藏平三
太　津田忠兵衛

三輪　秀吉君
脇　下村宗巴
笛　八幡助左エ門
小　観世又次郎
大　樋口石見守
太　細川玄旨

式三番
翁　暮松新九郎
千歳　振長命弥左エ門
三番叟　木下与右エ門
笛　八幡助左エ門
小　幸五郎次郎
小　観世又次郎
小　弥石与次郎
大　大藏平三

定家　秀吉君
ツレ　金春大夫
脇　春藤六右エ門
虎菊治左エ門
岩本雅樂
笛　伊東安仲
小　大藏道意
大　樋口石見守

鵜飼　摂津侍従蒲生氏郷
脇　但馬毛利
下村宗巴
奈良弥砥
笛　浅野長次郎
小　幸五郎次郎
大　石井弥市
太　東馬小次郎

遊行柳　丹波少将秀勝
脇　永井兵部
奈良弥砥
笛　一噌
小　観世又次郎
大　七太夫
太　細川玄旨

大會　秀吉君〆
脇　樋口石見守
下村宗巴
笛　八幡助左衛門
小　観世又次郎
大　大蔵平三
太　津田忠兵衛

楊貴妃　備前宰相辰
脇　春藤六右衛門
笛　伊東安仲
小　大蔵道意
大　大蔵平三

東岸居士　丹波少将秀勝
脇　甲田帯刀
笛　八幡助左衛門
小　弥石与次郎
大　樋口石見守

比丘貞　民部卿法印
亀　弥右衛門
松尉

耳引　秀吉君
羽柴筑前守
家康公

鞍馬叅　秀吉君
弥太郎
長命甚六

三日目御能組

式三番
翁　金春大夫
千歳　長命源右衛門
三番叟　木下與右衛門
笛　八幡助右衛門
小　幸五郎次郎
　観世又次郎
　弥石與次郎
大　樋口石見守

呉服　秀吉君〆
金春大夫
脇　春藤六右衛門
虎菊治右衛門
笛　八幡助右衛門
小　観世又次郎
大　樋口石見守
太　津田忠兵衛

田村　秀吉君
脇　甲田帯刀
虎菊治右衛門
岩本雅樂
笛　一噌
小　幸五郎次郎
大　大蔵平三

松風

秀吉君　ツレ　金春大夫

脇　山岡如大

笛　貞光竹友
小　大藏道意
大　樋口石見守

雲林院

秀吉君

脇　永井右近大夫

笛　春日布右衛門
小　觀世又次郎
大　高安与右衛門
太　淺野左京大夫
紀伊守幸長

紅葉狩

織田常真　秀吉君
金春宗印　永井右近大夫

脇　春藤六右衛門
岩本雅樂
太刀持　奈良珎底

笛　伊東安仲
小　大藏道意
大　樋口甚六
太　小﨑彦四郎

江口

秀吉君　ツレ　羽柴小性
池尻仁兵衛
藤馬彥太郎

脇

笛　貞光竹友
小　大藏道意
大　大藏三郎四郎

杜若

秀吉君

脇　下村宗巴

笛　伊東安仲
小　大藏道意
大　樋口石見守
太　津田忠兵衛

通小町

岐阜中納言殿　ツレ　中納言殿小性
三五郎

脇　淺野彈正大弼

笛　淺野長次郎
小　幸五郎次郎
大　鈴北傳右衛門

金札

秀吉君

脇　春藤六右衛門
岩本雅樂
藤馬彥太郎

笛　八幡助右衛門
小　幸五郎次郎
大　大藏平二
太　津田忠兵衛

祐善

民部卿法印

新庄駿河守
大藏三郎四郎

御年貢

大藏弥右衛門

長命甚六

以上

国立公文書館
National Archives of Japan

楼前におゐて法躰貞行并ニ
殿下花法度ろゝ
御楽屋割の図
見物の衆四門ゟ
入新礼休息割
之図絵図

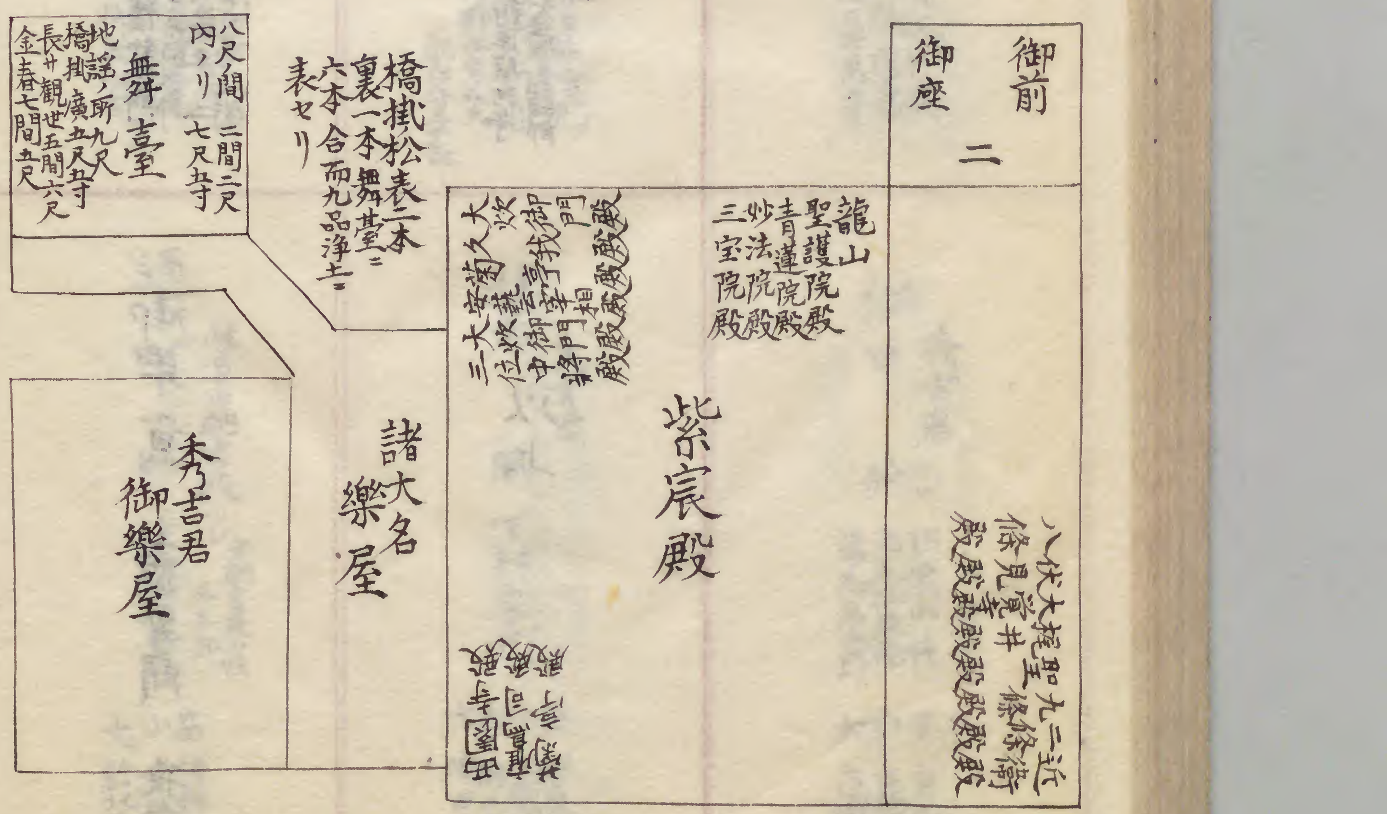

弓箭立合乃図并狂歌

[illegible]

素乃弓道の矢先の事手
まさに手業出度うれ候
やうこ有がたや
いまやけふは錦も
久方の射術鍛練の
ち舞いそら張月は
やはらかくも雲井まで
名を筆は弓矢の
道をさずらん
ものゝふの八十宇治川の
流に手まりの渡しや
弓張の月も流れ関の前
すりけ治まる御代のはじめや
都ぞくし大きのうるよ
知恵の矢種尽きぬ
三毒の眠りはらふ舞すし

栄カ

此歴明王は弓矢を
まりて陰陽の治め給
あらはせり七徳を
五大明王の五種ハ
當国と明らかにすなはちを
もとめてあらはしあんをも給
あらはして矢をまつり
又我朝の神功皇后ハ
せいばつの逆臣を
退け民 安寧の
栄えたり應神
天皇八幡大菩薩
三川上流き山岩清水
なすの世の寿あらそ
久しかれ還

毎年正月三日の夕於大廣間
御謡初相濟此高砂所雑子
古来ハ白袴紅裏乃直垂を着し
折烏帽子にて鳥帽子着苑の
上結折烏帽子一同舞之
但観世義多も毎年
出席金剛金春
宝生氏ハ右
年中内々
一人つゝ出席
せらるといふ

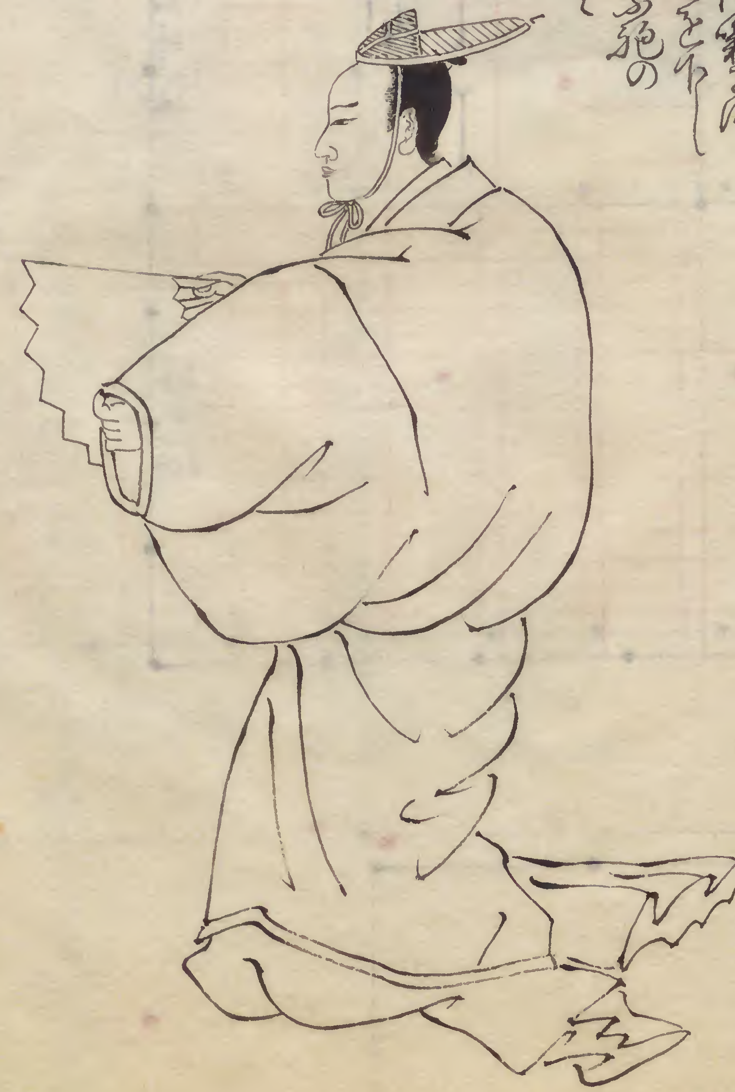

御謡初席絵図

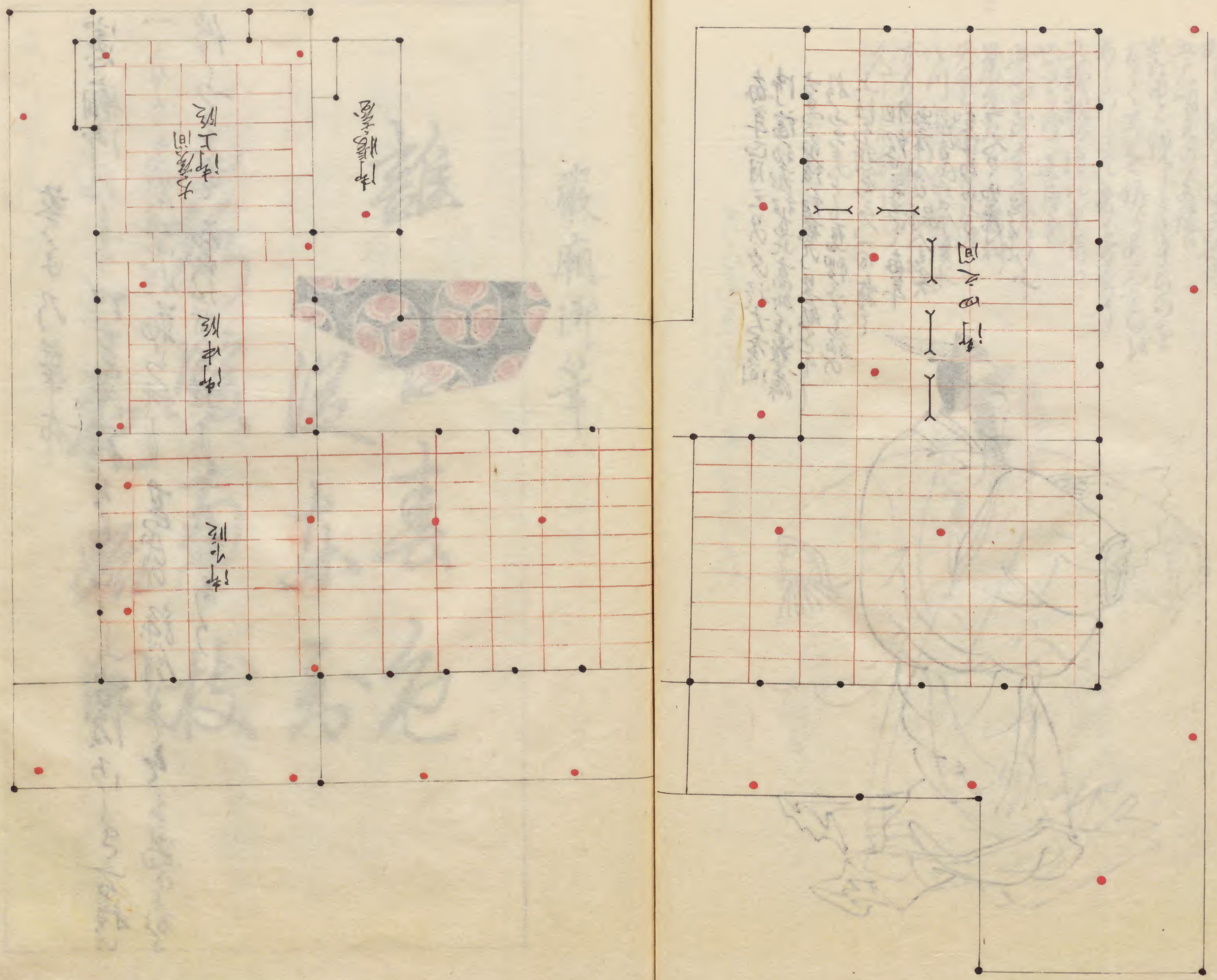

葵手乃華布

憲廟御好まで 阿茶局に仰付られし 古渡りとさ 百種の
一なり 当田附出山雅錦を持し 某氏の 染飯にて 今も当家に
伝ふるとて 両代賞して陸続筆継ぞあり

嚴廟御筆

誰言春色
従東到
露暖南枝
花始開

右御筆乃一軸ハ
家綱公御十歳ニ在らせ給ふ時の御筆とて尤も由緒
御横物ニ表装しつ　此外ニも
大猷院殿御真筆の御判并諦光院乃宝物とて
御掛物の外其の並ニ梶左衛門佐源定良卿納と
云ふよし

諦光院宝物乃名記

覚

一 寛政今年二月下旬 蓮華門上さいハ
測機隙ニ白き物ありて川舩頭水主
船ニ乗り来て見物し船を濃ニ寄せ揚て
甚附白き物ニ濡らせぬ洗見れハ其外
ゆうなる物なり 其所の御代官へ持ちて
それより御勘定所ニ御第ニて 御城ニ

ありかたき故なる也へ日光へ遣し申
一 此座木三浦の津より海上ニ上り萬行寺
指し渡し城より行つれ候文日光へ遣し候可
右二色 御宮御寶蔵ニ可被納置也
延宝二年五月十七日 土屋但馬守
久世大和守
稲葉美濃守
梶左兵衛殿

此書先祖より日光山
大猷院殿御霊屋御別当龍光院の宝物なり其の大サ
縦り七寸六分あり予親しく見ぬ

奥州長源寺由来ノ事

慶長集ニ或人曰関ヶ原出一戦前伏見の城ニ而討死致されし
鳥居彦右衛門内藤弥次右衛門松平主殿松平五左衛門四人の
嫡子方ニ何れも亡父の知行高一倍ツゝの御加増を被下候由
鳥居之嫡子左京亮ハ其付られ中ニも鳥居左京殿ハ常州ニ而大作の
城代ニ万石を賜ハり其後奥州岩城之地十万石被下間もなく
弐万石御加増なく拾弐万石ニ而下ゟ是其上岩城於ゟ

かねてハ亡父喜右衛門為ニ一寺建立いたし度候ニ付
上意ニて右京殿入部被遊候ニ付而一寺建立之砌父の
法名を其用ひ長源寺と御付被下され候旨御申聞され由
世上ニ申觸し候元禄其通りニ候哉 尤田秋本抔との
筆り傳へ候ハ甚詳ならす通り其頃ハ寛文七年
権現様御代名戸の佐竹を秋田へ所替被仰付られ候節
岩城殿領地召上られ候事 右京殿へ下され候由ニ付
長源寺能出来附被遊候とあるも
権現様御代の事ニ而ハ無之甚
秀忠公より御朱印を下され候節にも御名言 御書付候
権現様より決定ニ被下され候よし甚不宜のよし

奥州岩城郡山岸縁内中山村を
為居右京亮元之父喜右衛門尉為後生
合造立號長源寺願百石寄附之
令頼寺號寺家前山林竹木
永代令免許し不可相違者也
寛文十三年四月十五日 御朱印

題ハヨキトコロアリ
朱書ハ書入レアリ

守嚢庵之上畢

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan